

令和7年度

交通安全事業計画

一般財団法人 北海道交通安全協会

目 次

	頁
第 1 交通安全思想の普及、向上	1
第 2 交通事故防止に向けた具体的取組	1
第 3 安全意識の高い運転者の養成	3
第 4 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進	3
第 5 交通安全に関する調査研究	3
第 6 交通安全功労者等の表彰	4
第 7 交通安全活動を行う団体に対する支援	4

令和7年度交通安全事業計画

令和6年度の当協会の交通安全活動は、北海道、北海道警察、北海道教育委員会、札幌市、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道交通安全運転管理者協会で構成する「交通安全対策七者連絡会議」（以下「七者連絡会議」という。）をはじめ、関係機関・団体、各方面交通安全協会及び各地区交通安全協会等が一体となって、北海道が策定した「令和6年における交通安全運動の推進方針」などに基づき、交通安全運動の活動重点を軸とした通年運動や4期40日の期別運動を展開した結果、死者数は104人で、交通事故統計が残っている昭和22年以降最少となったほか、発生件数8,743件、負傷者数10,297人とそれぞれ前年を下回った。

令和7年度は、以下の交通安全対策事業を推進する。

第1 交通安全思想の普及、向上

1 関係機関・団体等と連携した街頭啓発等の推進

七者連絡会議をはじめ、関係機関・団体等との緊密な連携のもと、4期40日の期別運動及び交通安全の日等の街頭啓発を積極的に推進する。

2 各種広報媒体等を活用した広報啓発活動の推進

ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の広報媒体を効果的に活用した広報啓発活動を推進する。

3 企業等が行う研修会等への支援

当協会の賛助会員をはじめとして、企業等が行う交通安全研修などにおいて交通安全講話を実施し、交通安全意識の向上に寄与する。

4 各種交通安全資料を活用した交通安全意識の向上

「交通安全教本」や「癒やされぬ輪禍」等の書籍出版のほか、交通安全DVDの貸出しなどを通じて交通安全思想の醸成を図る。

第2 交通事故防止に向けた具体的取組

1 こどもと高齢者の交通事故防止対策

(1) こどもの交通事故防止対策

ア 交通安全教本を活用した交通安全教育の推進

関係団体と連携して小学校低学年向けの交通安全教本を作製し、道内全小学校の1年生から3年生全員に配布する。

イ 貸出用交通安全資器材の拡充

昨年製作した、幼児向け交通安全絵本の活用促進と、貸出用交通安全資器材の

拡充を図る。

ウ 「ハンドサインでストップ運動」の推進

北海道警察との共催による「ハンドサインでストップ運動」ロゴマークコンテストを実施し、更なる運動の周知を図る。

(2) 高齢者の交通事故防止対策

ア 高齢者無事故チャレンジの実施（8～12月）

北海道警察との共催による「高齢者（ドライバー&歩行者）無事故チャレンジ2025」を実施する。

イ 高齢運転者支援事業の推進

自動車学園において、高齢者講習受講者へ小冊子「安全運転ビジョントレーニング」を配布するほか、JAF主催のシニアドライバーズセミナーなどを通じて、安全運転の継続を支援する。

2 飲酒運転根絶活動の推進

(1) 広報啓発活動

飲酒運転根絶を呼びかけるポスター、うちわ等の作製・配布のほか、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を展開し、飲酒運転根絶機運の醸成を図る。

(2) 体験型の飲酒事故防止

飲酒運転体験ゴーグルや飲酒運転根絶DVDを貸出し、飲酒運転の危険性の認識向上を図る。

3 テレビ・ラジオを活用した交通安全意識の向上

新たな交通安全CM等を制作して放映・放送し、交通安全意識の更なる浸透・醸成を図る。

4 居眠り運転防止活動の推進

居眠り運転による交通事故防止に資する交通安全資材（交通安全啓発ガム等）を配布する。

5 自転車利用者に対する各種活動の推進

(1) 自転車安全利用の周知・徹底

リフレクター、啓発チラシ、小冊子のほか、自転車シミュレーターを活用して、自転車利用時の交通ルールの周知・徹底を図る。

(2) 自転車安全教育指導員講習会

自転車安全教育指導員のブラッシュアップと新たな指導員育成を目的とした講習会を開催する。

(3) 交通安全こども自転車北海道大会

「第60回交通安全こども自転車北海道大会」（7月13日）を実施する。

なお、同大会優勝チームを東京都で開催する全国大会（8月6日）に出場させる。

(4) 自転車損害賠償保険等への加入・促進

全日本交通安全協会の「サイクル安心保険」や日本交通管理技術協会の「TSマーク制度」の周知と加入促進を図る。

6 反射材用品の着用促進

反射材の着用促進に向けた広報啓発活動の推進と販売促進を図る。

第3 安全意識の高い運転者の養成

1 二輪車安全運転講習会及び二輪車安全運転北海道大会

二輪車安全運転講習会（4～7月）を5回、「第58回二輪車安全運転北海道大会」（7月27日）を実施する。

2 二輪車安全運転指導員養成講習・審査会

二輪車安全運転指導員を補完するため、「二輪車安全運転指導員養成講習・審査会」を実施する。

第4 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進

当協会は、道路交通法第108条の31により北海道公安委員会から北海道交通安全活動推進センターに指定されているため、同法に規定されている

- 適正な交通の方法、交通事故防止、その他道路における交通の安全に関する広報・啓発事業
- 交通事故に関する相談事業
- 道路使用許可の調査事業

等を適正に実施する。

第5 交通安全に関する調査研究

1 電子版「交通ミニ統計」の作製

北海道警察と連携して、交通ミニ統計を作製し、当協会ホームページに掲載するなど多くの道民に統計資料を提供する。

2 交通事故防止に資する調査研究

「ハンドサインでストップ運動」等の推進に資する調査研究を行う。

第6 交通安全功労者等の表彰

1 全日本交通安全協会会長等表彰

全日本交通安全協会会長と警察庁長官が授与する交通荣誉章（緑十字金章・銀章・銅章）、優良団体表彰について、真に功労のあった者などを適正に選考し推薦する。

2 北海道警察本部長・北海道交通安全協会会長連名表彰

交通安全功労者、優良運転者を北海道警察本部長と北海道交通安全協会会長の連名

で表彰する。

3 北海道交通安全協会会長表彰

交通安全功労者、優良運転者、優良交通安全協会等を会長名により表彰するほか、交通安全運動に対する特別な支援、寄附、顕著な貢献者（団体）に対しては感謝状を贈呈する。

第7 交通安全活動を行う団体に対する支援

1 地区交通安全協会への支援

(1) 交通安全活動に対する支援

交通安全活動への助成をはじめ、交通安全資料や交通安全情報の提供、啓発資器材の支援及び斡旋を行う。

(2) 「統一会員証」及び「交通安全協会会員協力店小冊子」の作製・配布

地区安協の負担軽減と統一性を図るため、交通安全協会入会者用の「統一会員証」及び「交通安全協会会員協力店（以下「協力店」という。）小冊子」を作製し配布する。

(3) 地区安協への入会促進活動の強化

方面安協及び地区安協と連携して、新たに作製した「協力店ステッカー」を活用し、会員入会促進のための「協力店」の拡充を図る。

2 その他の団体への支援

交通事故防止に取り組んでいる団体に対して、適切な支援を行う。